

事件名：アディダス事件

法分野：商標法

知的財産高等裁判所平成24年11月15日判決（平成23年（行ケ）第10326号）

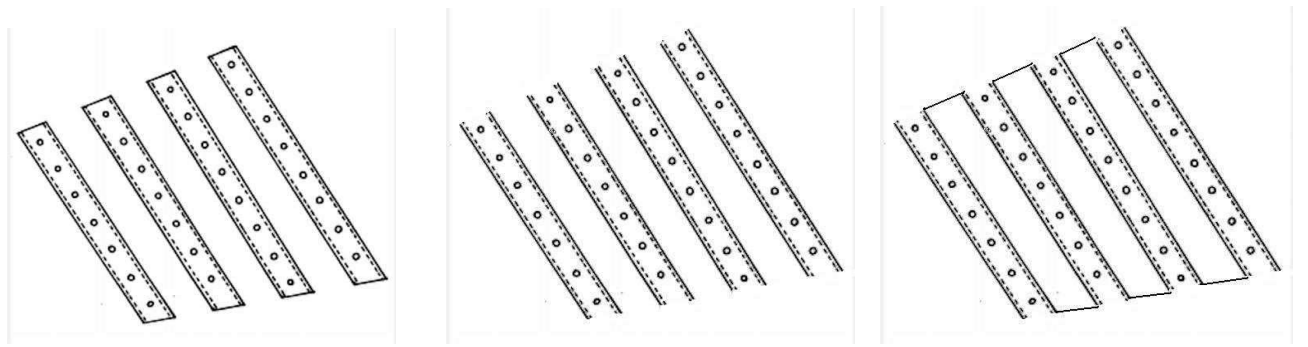
<http://www.ip.courts.go.jp/search/jihp0030?hanreiid=82728>**【事案の概要】**

被告（㈱ニッセンホールディングス）が保有する本件商標について、原告ら（アディダス）が無効審判を請求したところ、特許庁が無効審判の請求は成り立たないとしたため、原告が同審決の取消しを求めた事案。

(本件商標)

(参考図) a

b

**【争点】**

本件商標が

- (1) 商標法4条1項15号（他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずる恐れがある商標）に該当するか
- (2) 商標法4条1項7号（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標）に該当するか

【争点に対する判断】（結論：原告の請求認容、審決を取消し）**(1) 本件商標は商標法4条1項15号に該当する****ア 特許庁の判断**

・本件商標と引用商標1～18、23とを比較して、十分に区別し得る別異の商標というべきものであるから、被告が本件商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者・需要者をして、引用商標を連想又は想起させるものとは認められず、その商品が請求人又は同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのごとく、その商品の出所について混同を生じさせるおそれはないものというべきであり、また、引用商標の出所表示機能を希釈化させることにもならないため、商標法4条1項15号に違反しない。

・本件商標が引用各商標を模倣したものと直ちに認め難いから、本件商標が引用商標（使用に係る3本線を貴調とする商標を含む。）の信用力・顧客吸引力にフリーライドしたり、不正の目的をもって採択されたものとは認められないため、商標法4条1項7号にも違反しない。

イ 裁判所の判断

・運動靴の甲の両側面（靴底とアイレットステイを結ぶ位置）にサイドラインとして付されたスリーストライプス商標（細部のデザインの相違を捨象した3本線を基調とする商標）は、…本件商標の登録出願時である平成17年5月25日及び登録査定時である同年10月28日において、我が国において運動靴の取引者、需要者に、3本線商標ないしスリーストライプス商標といえばアディダス商品を想起するに至る程度に、アディダスの運動靴を表示するものとして著名であった。

・本件商標は、細長い4本の台形様ストライプからなるものであるが、その指定商品「履物、運動用特殊靴」に属する運動靴においては、靴の甲の側面に商標を付す表示態様が多く採用され、そのような態様で付された場合、商標の上下両端部における構成が視認しにくく、また、4本線の部分とそれらの間に存在する3つの空白部分につき、4本線か3本線かが紛れる場合が見受けられるのであり、その場合、参考図（上記a、b）のような構成のものとして区別することが困難であるともいえる。

・運動靴の甲の側面に付された本件商標に接した取引者、需要者は、本件商標の上下両端部における構成が視認しにくい場合や、本件商標から、4本の細長いストライプではなく、それらの間に存在する空白部分を3本のストライプと認識する場合などがあり、これらのことから、3本のストライプから著名なアディダスのスリーストライプス商標を想起するものと認められる。また、4本線商標かスリーストライプス商標かという相異についても、靴の甲の側面に商標として付された場合、さほど大きな区別のメルクマールになるものとはいえない。

ウ 結論

・本件商標と引用各商標との外観上の類否を論ずるだけでは足りないのであって、本件商標と引用各商標（アディダスの著名商標）との構成態様より受ける印象及び両商標が使用される指定商品の取引の実情等を総合勘案すると、本件商標を指定商品「履物、運動用特殊靴」に使用したときは、その取引者、需要者において、当該商品がアディダスの業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある。商標法4条1項15号に該当するとして、商標法4条1項7号は判断せず。

【コメント】

・最高裁（H12.7.11）の判断基準（「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべき）によれば、特許庁の判断は形式的に過ぎるように思われる。